

26監第282号
平成26年12月11日

市民オンブズ岡崎
渡 邁 研 治 様
天 野 茂 樹 様
関 本 文 靖 様
沖 章 枝 様

岡崎市監査委員 長谷川 嘉 威
同 中 根 常 彦
同 柴 田 泉
同 加 藤 学



岡崎市職員措置請求の監査結果について（通知）

平成26年10月14日付けで提出のあった岡崎市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果は、下記のとおりです。

記

第1 請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具备しているものと認め、これを受理した。

第2 請求の要旨

1 請求すべき事柄

平成25年度の総合検査センター（以下「当該施設」という。）の職員の時間外勤務手当について、時間外勤務した外形を作出し、不当利得した別記に記した職員から、時間外勤務手当額を返還させることを求める。さらに、市長はその不当利得返還請求を怠っているから、必要な措置を求める。

また、少なくとも過去3年間の全職員の時間外勤務手当の履行確認をするとともに、不当な利得があった職員からは確認され次第、市長が当該職員に対して返還請求するよう勧告することを求める。

記

返還すべき職員一覧表

職員	返納を求める手当額
A主任主査	2,862円×2H=5,724円
B主査	2,608円×1H=2,608円
C主査	2,608円×5H=13,040円
D技師	2,256円×3H=6,768円
E主任主査	2,862円×14H=40,068円

主任主査は4級の中位を取り、行政職給料表（一）4級48号（356,100円）

主査も同様に行政職給料表（一）3級58号（324,600円）

技師、事務業務員主任は行政職給料表（一）2級62号（280,700円）とする。

よって、1時間当たりの時間外勤務手当は $(280,700 \times 1.08) \times 12 / (38.75 \times 52) \times 1.25$ のように計算すると、それぞれ2,862円、2,608円、2,256円となる。

A主任主査は、平成25年6月25日45分、10月3日15分、10月22日15分。よって、6月で1時間、10月で1時間計合計2時間の手当超過支給があった。

B主査は、平成25年4月11日24分で4月1時間の手当超過支給があった。

C主査は、平成25年7月22日22分、8月7日1時間2分、8月8日57分、8月11日44分、9月5日1時間。よって、7月1時間、8月3時間、9月1時間の合計5時間の手当超過支給があった。

D技師は、平成25年9月5日1時間、9月9日1時間16分、10月24日22分。

よって、9月で2時間、10月で1時間の手当超過支給があった。

E主任主査は、平成25年5月2日36分、8日25分、13日32分、6月7日1時間44分、17日11分、19日51分、24日45分、7月10日13分、8月9日38分、9月2日46分、10月23日18分、12月16日47分、17日50分、2月17日28分、3月27日28分、28日26分。よって、5月2時間、6月4時間、7月1時間、8月1時間、9月1時間、10月1時間、12月2時間、2月1時間、3月1時間の合計14時間の手当超過支給があった。

2 求める理由

岡崎市職員の給与に関する条例第15条の時間外勤務手当は、正規の勤務時間内では処理できない業務を、本来は事前に上司に申告して時間外勤務を命ぜられることにより発生する業務を行うことに対する給付である。請求者が、環境部職員の時間外勤務命令簿（以下「命令簿」という。）を公文書開示請求で求めたところ、ほとんどの職員は他の職員の代筆で書かれており、その信憑性について担保されていないことがわかった。さらに、時間外勤務命令

が毎日処理されていないことや、ある時期に一括処理されていることもわかった。そのため、請求者が時間外勤務を確認するための毎日の業務日誌があるかどうかを岡崎市へ確認したところ、「そうしたものも作っていない。」と口頭で説明があった。そこで、警備会社から出された警備業務報告書（以下「報告書」という。）によって、更に出退時間が確認できる当該施設について、機械警備開始時刻（最終勤務者の勤務終了時刻を示す。）と、解除時間（最初に出勤した職員の出勤時刻を示す。）と職員の時間外勤務との関係を調べた。

当該施設では、出入り口付近に不審者の侵入を感知するセンサーが設置されており、そのセンサーが作動を開始することにより、機械警備が行われる。最終退出職員が庁舎を退出するときにこのセンサーのセットキーを押す（またはタッチする。）と、機械警備がスタートする。（翌日、最初に出勤した職員がセットキーを解除すると、その時点で機械警備は終了する。）最終退出職員がセットキーを押すと、直ちに（数分のうちに）退出しないと警備会社に自動的に通報されるので、警備会社からガードマンが現場に急行する契約になっている。よって職員はこの警備開始時刻を超えて時間外勤務をすることは不可能であり、これを超える時間外勤務をした旨を報告した職員は、やってもいない時間外勤務を不正に作出了ことになる。

ある職員が、セット開始時刻を超えて勤務した旨を報告すれば、本来、セットした時点で終了しているはずであるから、1分でも超えていれば不当な請求といえる。

命令簿をみると、すべての職員が終了時間を15分刻みの時間で報告していることがわかる。よって、請求者は本件調査において、庁舎の施錠をして退去するのに要する時間を考慮し、開始時刻から10分以内の申告事例は除外した。

セット開始時刻を超えて時間外勤務をした旨を報告し、時間外勤務手当の支給を受けた職員は、岡崎市職員の給与に関する条例第15条の時間外勤務手当を不当に利得していたことになる。そこで請求者は、命令簿と報告書とを対比して、施錠時間を超える時間外勤務をしたとする日時と時間数がわかる一覧表を作成した。この一覧表から導き出された不当に時間外勤務手当を受領したと思われる職員について、岡崎市長は、当該時間外勤務手当の全額を岡崎市に返還させるよう求めるものである。

第3 監査の実施

監査は、請求人から証拠の提出及び請求の要旨を補足する陳述を受けたほか、環境部等から提出された書類及び関係職員からの事情調査等により実施した。

なお、監査実施の中途において、監査委員のうち、野村康治、畔柳敏彦は平成26年11月12日付けで辞任し、翌13日付けで後任として柴田泉、加藤学が就任し、監査を実施した。

1 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成26年11月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出及び請求書の記載内容に係る補足説明があった。

陳述における補足説明の概要

(1) 時間外勤務の内容の基準を明確にする必要性について

環境部の職員全員の平成23年度から平成25年度の命令簿を調べたところ、未来環境創造戦士エコマンダー（以下「エコマンダー」という。）練習というような時間外の業務にしなければならない必然性のある業務なのか、本来業務となりうるのか、判然としないものがある。また、「里山保全ボランティア」、「ボランティア清掃」、「ビオトープボランティア」などと命令簿に記載されていたものあったが、ボランティアとは本来業務外の無報酬の活動なので、報酬が出ているボランティアはあり得ない。それなのにこのように記載してあることについて、市民からみたら、ボランティアで報酬をもらっていることについてはどういうことだということになってしまって、時間外勤務手当を請求すべきではない。実際には監督業務や立会業務などをやっているのかもしれないが、時間外として勤務する活動としての内容かどうか、その基準を明確にする必要があると考えている。また、命令簿の勤務内容についても明確に記載して欲しい。庁舎に残っていれば何でも時間外勤務になるというものではない。まず時間外勤務とはなにか、命令簿の内容について岡崎市の基準を明確にし、職員に徹底させる必要がある。

(2) 時間外勤務の承認について

監督責任者は、公務の効率化、適性化を勘案し、過度に特定な職員に負担を生じないように配慮して職務の分担をさせるのが第一である。（岡崎市が岡崎市職員組合らと平成24年4月1日締結した「時間外勤務および休日勤務に関する協定書」第1条（勤務の原則）によれば、「甲（岡崎市）は立法精神を遵守し、職員に対して時間外及び休日に勤務されることのない必要な措置を講ずるよう努力するものとする。」とある）

こうした点からも、監督責任者は時間外勤務の承認については、十分に内容を把握していなければならない。

しかしながら、平成26年4月23日の環境部の情報公開窓口での対応では、退出時間のわかる執務日誌などはどの部署も備え付けていないとのこと

であった。そうすると監督責任者がずっと毎日職員の帰宅時間以降まで残っていなければならないことになるが、それは基本的には無理だろう。そのため、全て、職員の自己申告を信用するしかないことがわかった。監督責任者の配慮の欠如である。

(3) 時間外勤務手当の詐取

返還を求めた職員については施錠完了以降も残業していたということになり、時間外勤務の自己申告は虚偽である。すなわち詐欺行為である。請求人が調査したのは機械警備の機械の施錠時間で、その施錠を過ぎた後に庁内に入れば警報が鳴り、警備会社の方に通報される。そのような事実がないので、施錠した後は庁舎内にいることができず、残業をしたということが異常である。それから管理者が執務日誌もなくて、それが異常であるか正常であるかという判断をすること自体もおかしい。

大気調査や水質検査など職場の事情で、屋外観測地点での業務がある場合も考えられるが、時間外に行う業務としては機器の数値の異常が観測された場合に限られるから、そのような事情があるとすれば、当然観測データの提出を求めて事実確認をすればわかることがある。また本庁との連絡業務などの理由も考えられるが、それさえ、当然事前に連絡を入れているはずであるから、対応職員に確認すれば判明する。また、対応職員の時間外勤務を調べれば判明する。(対応したとする職員が時間外勤務をしていなければそもそも連絡業務を必要としない。) そこに不合理が生じないかどうかということを十分調査してもらいたい。

(4) 今後の取扱いについての要望

学陽書房発行「諸手当質疑応答集第10次全訂版」(給与制度研究会編)によれば、時間外勤務手当というのは、職員が任意に正規の勤務時間を超えて勤務したとしても、この手当の対象にならないとされている。また、出張等で出た場合には、その出張が行われた後、正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、その勤務したことについて証明できるものがなければ支給することができないとされている。よって、その確認がとれたのかどうかが明確でない勤務については時間外勤務の対象とはならない。時間外勤務手当は、通常勤務よりも25%、35%、50%増の割り増しで支給されている。それは労働基準法の取扱いとの均等を考慮するとともに、職員の肉体的、精神的負担に対する補償という意味が含まれているからである。先にも述べたとおり、監督責任者は、公務の効率化、適性化を勘案し、特定の職員に過度の負担が生じないように配慮して職務の分担をさせるとともに、この経費が税金から支出されていることから、事前申請、事前の命令を徹底してもらいたい。それから市民から疑いがもたれないように、切り

離しができない執務日誌等で当日記入できないならば翌日に記入しておくとか、あとから継ぎ足せば片付くようななかたちで処理しないで、毎日記録を残すなど第三者がチェックできる仕組みを整える必要がある。

よって速やかにそのような取扱いがなされることを強く要望する。

2 監査対象事項

請求に係る当該施設の職員の時間外勤務手当について、命令簿が不正に作成されており、これに伴い発生した時間外勤務手当の支出が岡崎市に損害をもたらしており、市長がその不当利得返還請求権の行使を怠っているか否かを監査対象とした。

3 返還請求に係る事実の概要

本件請求書の趣旨、請求人から提出された事実証明書及び環境部等から提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

(1) A主任主査について

6月25日については、報告書の警備開始時刻が20時15分、命令簿の勤務命令時間は20時から22時まで、勤務の内容は不審火パトロールで、超過時間は1時間45分であった。

10月3日については、報告書の警備開始時刻が21時7分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時15分まで、勤務の内容は水質事務で、超過時間は8分であった。

10月22日については、報告書の警備開始時刻が20時15分、命令簿の勤務命令時間が17時15分から20時15分まで、勤務の内容は水質事務で、超過時間はなかった。

(2) B主査について

4月11日については、報告書の警備開始時刻が21時21分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時45分まで、勤務の内容は水質検査、水質事務で、超過時間は24分であった。

(3) C主査について

7月22日については、報告書の警備開始時刻が19時25分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時45分まで、勤務の内容は水質検査、水質事務で、超過時間は20分であった。

8月7日については、報告書の警備開始時刻が20時48分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から22時まで、勤務の内容は水質事務で、超過時間は1時間12分であった。

8月8日については、報告書の警備開始時刻が19時33分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時30分まで、勤務の内容は水質検査、水質事務で、超過時間は57分であった。

8月11日については、命令簿に記載がなかった。なお、8月12日分については報告書の警備開始時刻が19時16分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時まで、勤務の内容は水質検査、水質事務で、超過時間は44分であり、請求人の誤認と推察されるため、事実として採用した。

9月5日については、報告書の警備開始時刻が18時、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時まで、勤務の内容はエコマンダー練習で、超過時間は1時間であった。

(4) D技師について

9月5日については、報告書の警備開始時刻が18時、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時まで、勤務の内容はエコマンダー練習で、超過時間は1時間であった。

9月9日については、報告書の警備開始時刻が17時29分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から18時45分まで、勤務の内容は水質事務で、超過時間は1時間16分であった。

10月24日については、報告書の警備開始時刻が18時53分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時15分まで、勤務の内容はエコマンダー練習で、超過時間は22分であった。

(5) E主任主査について

5月2日については、報告書の警備開始時刻が20時9分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時45分まで、勤務の内容は大気調査事務で、超過時間は36分であった。

5月8日については、報告書の警備開始時刻が20時35分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時まで、勤務の内容は大気調査事務で、超過時間は25分であった。

5月13日については、報告書の警備開始時刻が19時43分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時15分まで、勤務の内容は大気調査事務で、超過時間は32分であった。

6月7日については、命令簿に記載がなかった。

6月17日については、報告書の警備開始時刻が20時34分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時45分まで、勤務の内容は庶務、大気調査事務で、超過時間は11分であった。

6月19日については、報告書の警備開始時刻が20時9分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時まで、勤務の内容は繊維試験、庶務で、超過時間は51分であった。

6月24日については、報告書の警備開始時刻が20時30分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時15分まで、勤務の内容は庶務、大気調査事務

で、超過時間は45分であった。

7月10日については、報告書の警備開始時刻が20時27分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時15分までとなっており、超過時間はなかった。

8月9日については、報告書の警備開始時刻が18時37分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時15分まで、勤務の内容は大気調査事務、庶務で、超過時間は38分であった。

9月2日については、報告書の警備開始時刻が19時29分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から20時15分まで、勤務の内容は大気調査事務で、超過時間は46分であった。

10月23日については、報告書の警備開始時刻が19時27分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時45分まで、勤務の内容は騒音調査事務で、超過時間は18分であった。

12月16日については、報告書の警備開始時刻が18時43分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時30分まで、勤務の内容は庶務で、超過時間は47分であった。

12月17日については、報告書の警備開始時刻が18時25分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から19時15分まで、勤務の内容は大気調査事務で、超過時間は50分であった。

2月17日については、報告書の警備開始時刻が20時32分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時まで、勤務の内容は大気調査事務で、超過時間は28分であった。

3月27日については、報告書の警備開始時刻が21時32分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から22時まで、勤務の内容は庶務、大気調査事務で、超過時間は28分であった。

3月28日については、報告書の警備開始時刻が21時19分、命令簿の勤務命令時間は17時15分から21時45分まで、勤務の内容は庶務、大気調査事務で、超過時間は26分であった。

4 関係法令等の規定

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項及び同条例施行細則第2条第1項により1週間当たり38時間45分となっており、職員の勤務時間等に関する規程により午前8時30分から午後5時15分までと規定されている。

(2) 時間外勤務手当について

法第204条第2項により、地方公共団体は時間外勤務手当を支給することができ、同条第3項により、その額及び支給方法は条例で定めなければな

らないとされており、岡崎市においては、職員の給与に関する条例第15条において、時間外勤務手当に関することが規定されている。また、同条例施行規則第70条第1項において、任命権者は、時間外勤務及び休日勤務を命じようとする場合は、命令簿に必要事項を記載し、又は人事庶務システムへ必要事項を入力しなければならないと規定されている。

(3) 命令簿の記載方法等

時間外勤務手当支給等に係る取扱指針について（平成25年10月1日人事課長通知）により時間外勤務命令と異なった勤務を行った時の時間外勤務命令簿の記載例が示されており、次のとおり指示されていた。

- ・勤務命令時間、時間数はあらかじめ指定し、記入しておくこと。
- ・指定した時間を超えて自発的に勤務した時間は、自己の周辺整理を行ったものとし、時間外勤務の対象として取り扱わない。
- ・あらかじめ指定した時間に満たない時間は所属長の訂正印をもって修正すること。

5 関係職員調査の概要

平成26年11月6日に当該施設の関係職員に対して調査を実施したところ、次のとおり陳述があった。

環境部は執務室の中の勤務だけではなくて、外部にも勤務するところがあり、例えば、不審火のパトロールについては職員が指名を受けてパトロールしており、また、エコマンダーという環境保全の啓発的なイベント等に参加するということで、指名された職員が合同で時間外において練習しているものがある。

平成25年の1月頃に中国の大気汚染の問題があり、日本全体でPM2.5が高くなっているということで、岡崎市でも急遽対応が必要となり、3月から5月頃はこの関係での業務があった。また、6月にPM2.5の測定機器を購入し、市内数か所に設置した関係で市内の大気測定局での勤務もあった。

平成25年の春先から夏頃まで岡崎市では不審火があったこともあり、場内チェックを行っていた。それとともに、ガラスの損傷や電気の消し忘れ等の確認もしていた。特に平成25年3月から7月頃までは帰る時に厳重にチェックするようにと職員に伝えてあった。

(1) A主任主査について

6月25日については、矢作地区で不審火パトロールを行ったためとのことであった。（監査対象1）

(2) B主査について

4月11日については、施錠後に安全確認のため、場内及び3棟の周囲チェックを行ったためのことであった。（監査対象2）

(3) C 主査について

7月22日については、施錠後に安全確認のため、場内及び3棟の周囲チェックを行ったためとのことであった。(監査対象3)

8月7日については、命令簿の記載誤りで、実際には8月6日に時間外勤務を行ったとのことであった。(監査対象4)

8月8日については、命令簿の記載誤りで、実際には8月7日に時間外勤務を行ったとのことであった。(監査対象5)

8月12日については、8月9日の施錠後に8月10日実施のイベント屋外看板設置及び会場最終チェックを行ったことに対し記載漏れがあり、その事実を確認した日付で記載したとのことであった。(監査対象6)

9月5日については、本庁舎でエコマンダーの練習を行ったためとのことであった。(監査対象7)

(4) D 技師について

9月5日及び10月24日については、本庁舎でエコマンダーの練習を行ったためとのことであった。(監査対象8)

9月9日については、命令簿の記載誤りで、実際には9月10日に時間外勤務を行ったとのことであった。(監査対象9)

(5) E 主任主査について

5月2日、5月8日及び5月13日については、帰宅途中に大平大気測定局へ行き、微小粒子状物質のデータ抽出をしたためとのことであった。(監査対象10)

6月17日及び10月23日については、施錠後に安全確認のため、場内及び3棟の周囲チェックを行ったためとのことであった。(監査対象11)

6月19日及び6月24日については、帰宅途中に矢作及び鴨田大気測定局において、微小粒子状物質測定機器の新規設置に係る現地確認をしたためとのことであった。(監査対象12) なお、6月19日の命令簿の勤務の内容にはこれについての記載がなかったが、記載漏れであるとのことであった。

8月9日については、施錠後に8月10日実施のイベント屋外看板設置及び会場最終チェックを行ったことによるためとのことであった。(監査対象13)

9月2日については、帰宅途中に大平大気測定局において、有害大気汚染物質調査委託業務の履行確認を行ったことと測定局にある機器の動作確認を行ったためとのことであった。(監査対象14)

12月16日については、11月6日の命令簿の記載漏れがあり、その事実を確認した日付で記載したとのことであった。(監査対象15)

12月17日については、11月29日の命令簿の記載漏れがあり、その事実を

確認した日付で記載したことであった。(監査対象16)

2月17日については、2月5日分が当初の勤務命令時間帯を超えていたため、その分を追記したことによるためとのことであった。(監査対象17)

3月27日については、年度末において予算額の不足が見込まれたため、命令簿への記載を抑制し、予算の目処がついた時点でその分を追加で命令簿に記載するといった事務処理をしていたため、実際には時間外勤務をしていたが、命令簿に記載していなかった2月24日分を追記したためのことであった。(監査対象18)

3月28日についても、監査対象18と同様に命令簿に記載していなかった2月26日分を追記したためとのことであった。(監査対象19)

6 関係書類の調査

法第199条第8項の規定により、環境部等から提出された関係書類について調査等を行った。

7 現地調査

平成26年11月13日に事務局職員による当該施設の現地確認を行った。

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のとおり決定した。

1 結論

本件請求を棄却する。

2 理由

法、条例等に沿って、監査対象1から19について検討する。なお、事実の確認の結果、警備開始時刻を時間外勤務終了時間が超えていなかったものや超過時間が10分以内のものについては監査対象外とした。

(1) 監査対象1について

命令簿の業務の内容には、不審火パトロールと記載されており、当該施設外で行う業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。なお、不審火パトロールについてはA主任主査が選出されていたことを証拠書類により確認した。

(2) 監査対象2、3及び11について

施錠後の周囲チェックについては、当時市内において不審火が相次いだことから、重点的に安全の確認を行う必要性があったとの陳述については合理的な理由があると認められた。当該施設の庁舎外で行った業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。また、超過時間については、現地確認の結果、安全確認に要する時間として合理的な範囲内であると判断した。

(3) 監査対象4、5及び9について

命令簿の勤務日を前後一日ずれた日で誤って記載したものであって、単純に記入者が勤務日を書き間違えたものと認定した。監査対象5及び9については、時間外勤務終了時間が警備開始時刻を超過しておらず、監査対象4については2分超過していた。なお、その後命令簿の訂正処理がされたことを確認した。

(4) 監査対象6及び13について

8月10日に当該施設において、かがくフェスタ2013というイベントが実施された事実が関係書類等により確認された。看板については当該施設外に借用した岡崎市勤労文化センターの駐車場に設置したものであることが関係図面により確認でき、関係職員の証言によりイベント前日の夜間に設置する必要性があったと認められた。当該施設外で行った業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。C主査については、8月9日に行った時間外勤務を8月12日分として命令簿に記載したと認定したが、不適切な命令簿の事務処理があった。なお、その後命令簿の訂正処理がされたことを確認した。

(5) 監査対象7及び8について

エコマンダーに指名されたC主査、D技師以外の環境部職員の命令簿を調査したところ、勤務の内容がエコマンダー練習で9月5日は17時15分から19時まで、10月24日は17時15分から19時15分まで命令簿に記載されていることを確認した。両日ともエコマンダーの練習が岡崎市福祉会館で行われたことが施設予約のシステムに記録されていた。当該施設外で行った業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。

(6) 監査対象10について

当該大気測定局にテレメータ装置が導入された6月より前において、微小粒子状物質の測定データを抽出し、その結果を毎市のホームページに載せる作業を行っていたとの主張に対して、当時の状況からその必要性が認められた。本来、勤務時間中に行うべき業務であるが、多忙につき、やむを得ず帰宅途中に勤務を命じたとの証言に理由がないとまで認めるることはできなかった。当該施設外で行った業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。

(7) 監査対象12について

E主任主査のパソコンに記録されたスケジュールを確認した結果、6月17日に天井穴あけ工事、6月20日及び21日に機器の設置が予定されていた。また、微小粒子状物質測定装置の検査調書を確認した結果、6月24日に矢作及び鴨田大気測定局において納品検査を行った事実が確認された。そのため、関係職員の陳述による機器の設置前後の現地確認について、合理性

がないとは認められなかった。本来、勤務時間中に行うべき業務であるが、多忙につき、やむを得ず帰宅途中に勤務を命じたとの証言に理由がないとまで認めるることはできなかった。当該施設外で行った業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。なお、6月19日の命令簿についてはその後訂正処理がされたことを確認した。

(8) 監査対象14について

業務委託先から報告を受けた計量証明書において、有害大気汚染物質調査の試料採取が9月2日11時25分から9月3日11時25分に行われたことが確認できた。当該業務の履行状況の確認及び測定機器の動作確認を行う必要性がないとは認められなかった。本来、勤務時間中に行うべき業務であるが、多忙につき、やむを得ず帰宅途中に勤務を命じたとの証言に理由がないとまで認めるることはできなかった。当該施設外で行った業務であったため、機械警備の開始時刻とは関連性がなかった。

(9) 監査対象15及び16について

命令簿の記載漏れがあったとの証言に係る11月6日及び11月29日分の警備開始時刻を報告書により確認したところ、E主任主査のセットキーにより11月6日は18時17分、11月29日は18時37分に機械警備が開始されたことが記録されており、勤務実態があったと認められた。命令簿の記載漏れを事実確認日に記載したことについては、不適切な命令簿の事務処理があったと認められる。なお、その後命令簿の訂正処理がされたことを確認した。

(10) 監査対象17について

E主任主査のパソコンに記録されたログオフ時間を確認したところ、2月5日は19時54分まで勤務実態があったと認められた。時間外勤務を他の日に付け加えて記載したことについては、不適切な命令簿の事務処理があったと認められる。なお、その後命令簿の訂正処理がされたことを確認した。

(11) 監査対象18及び19について

E主任主査のパソコンに記録されたログオフ時間及び報告書の警備開始時刻を確認し、2月24日は19時16分、2月26日は19時29分まで勤務実態があったと認められた。時間外勤務を他の日に付け加えて記載したことについては、不適切な命令簿の事務処理があったと認められる。なお、その後命令簿の訂正処理がされたことを確認した。

請求人は機械をセットした開始時刻を超えて勤務した旨を報告すれば、本来、セットした時点で勤務は終了しているはずであるから、1分でも超えていれば不当な請求である旨主張する。しかしながら、(1)、(2)、(4)ないし(8)については、当該施設の庁舎外で業務を行っていたものと認められ、機械警備

の開始時刻を超えて勤務していたこととは関連性がないと認められた。また、その他の監査対象で散見された命令簿への記載誤りや事実と異なる日付での記載については、前述のとおり各証拠書類等により勤務実態があったと認定され、その後の訂正処理もされていることから、請求人が主張する命令簿が不正に作成されているという事実があるとまではいえない。

以上のことから、本件請求に係る当該施設の職員の時間外勤務手当については、岡崎市が損害を被っているとは認められないから、市長の不当利得返還請求権も存在せず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却するものとする。

3 意見

本件についての監査委員の判断は以上であるが、今回の調査により前述のとおり複数の不適切な事務処理が見受けられ、ずさんな管理があったと認められる。時間外勤務については、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に職務を命ずることができるものであるため、事前命令を徹底するとともに、手当額については市税から賄われていることを十分に考慮し、市民等から疑念を持たれた事実を真摯に受け止め、次のとおりその管理について徹底されるよう要望する。

- (1) 平成26年10月1日以降については原則として人事庶務システムによる入力で行うものとし、簿冊での記録、管理については廃止されているが、直接監督責任者においてはその入力内容に誤りがないよう時間外勤務命令が正しく記録されているか確認を十分に行うとともに、勤務の内容についても具体的に記載すること。
- (2) 年度末に予算額が不足している場合において、事務の状況によりやむを得ず時間外勤務命を出さなければならない場合には、関係部署と協議し、適正な処理をすること。
- (3) 施錠後に建物外の施設の周囲チェックを行う場合においては、確認したことを証明する管理表を作成するなどして、施設の管理をすること。
- (4) 帰宅途中において、やむを得ず勤務を命令する際は、本来は旅行命令簿への記載が必要であるため、この管理について徹底すること。

